

下妻市制施行 70 周年記念事業実施方針

1. 趣旨

本市は、昭和 29 年 4 月 1 日に大宝村と騰波ノ江村が下妻町と合併し、同年 6 月 1 日には上妻村、総上村、豊加美村、高道祖村が合併し、市制が施行されて下妻市が誕生しました。さらに、平成 18 年 1 月 1 日に千代川村と合併し現在の市域となり、令和 6 年 6 月 1 日に市制施行 70 周年を迎えます。

本市が目指すまちの将来都市像「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま～住み続けたい、選ばれるまちを目指して」の実現に向けて、市制 70 周年節目を市全体で祝うとともに、これからの本市の発展を見据え、市制施行 70 周年記念事業を展開していきます。

2. 基本方針

- (1) 先人が築き上げてきた歴史や文化、功績を振り返るとともに、引き継いだバトンを将来を担う子どもたちや若者など後世の人々へつないでいけるよう、各種施策に取り組んでいきます。
- (2) 本市がもつ魅力について市内外に発信し、市民にはまちへの誇りや愛着の醸成を図り、市外の方々には本市での暮らしの良さをアピールしていきます。

3. 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

4. 実施体制

- (1) 庁議
記念事業に関わる意思決定機関
- (2) 事業内容
記念事業に関する企画立案及び実施
- (3) 所管
市長公室秘書課

5. 事業構成

- (1) 記念式典
令和 6 年 6 月 1 日（土）
- (2) 冠事業
市が主催、共催する事業において、「下妻市制施行 70 周年記念」と冠して実施します。
また、市民や各種団体等が実施するイベント等で、主催者からの申請を受け、市が承認したのものについて、「下妻市制施行 70 周年記念」を冠して事業が実施できるものとします。
なお、市民や各種団体等が「下妻市制施行 70 周年記念」の冠を使用する際の取扱いについては、別途「下妻市制施行 70 周年記念の冠の使用に関する要綱」で定めます。

6. 記念ロゴマーク

市制施行70周年を祝し、市民と共に市全体を盛り上げていくためのシンボルとして記念ロゴマークを市内外から公募し、周年記念の一年間、市の発行物やイベント等で活用するなど積極的に活用していきます。

なお、市民や各種団体等がロゴマークを使用する際の取扱いについては、別途「下妻市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要項」で定めます。

